

(趣旨)

第1条 この要綱は、鈴鹿市まちづくり基本条例（平成24年鈴鹿市条例第18号）第13条の規定に基づき、まちづくりに市民が参加できる仕組み及び市民との協働を推進する仕組みを整備する一環として、市の基本的な政策等の策定過程に市民等の意見を反映するために実施する意見公募手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・ 鈴鹿市まちづくり基本条例第13条の規定に基づき、まちづくりに市民が参加できる仕組み及び市民との協働を推進する仕組みを整備する一環として、意見公募手続に必要な事項を定めるものです。
- ・ このことにより、市が基本的な政策等について意思決定を行う前に、市民等から広く意見を求めることで市政への参画を図り、協働による開かれた市政を推進することで、行政としての説明責任を果たし、行政の意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を目指すものです。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 意見公募手続 市の基本的な政策等の策定過程において、その案を公表し、市民等から当該公表したものに対する意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、当該意見等を考慮して必要な意思決定を行うとともに、当該意見等の内容とこれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内の学校に在学する者

エ 本市に納税義務を有する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

【解説】

(第1号関係)

- ・ 「パブリックコメント（手続）」という名称を用いている自治体もありますが、ここでは行政手続法でも使われている「意見公募手続」の表記を使用します。
- ・ 通称名として「パブリックコメント（手続）」を使用することを妨げるものではありません。
- ・ 基本的な政策等の策定過程において市民等の意見を聞き、それらを考慮して質の高い内容にすることや、その過程を透明にするための手続です。

(第2号関係)

- ・ 「意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの」とは、市内に拠点となる事業所や事務所がなくても、建築・開発行為など市内で様々な事業活動を営む事業者や、福祉や環境などの分野においてボランティア活動や公益活動をしている団体、さらには市内の学校に子どもを通学させている保護者などを想定しています。

(実施対象)

第3条 市長は、次の各号に掲げるもの（以下「計画の策定等」という。）について、意見公募手続を実施するものとする。

(1) 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃に係る案の策定

(2) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の策定

(3) 市又は個別の行政分野における基本的政策を定める構想、計画、指針、その他基本的な事項を定めるものの策定又は改定

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が意見公募手続を実施することが適当と判断したもの

【解説】

- ・ 意見公募手続の実施対象となるものは、基本的に市民生活や事業活動に直接大きな影響を与えるもので、全市民、市内全域をその対象とするものとします。
- ・ 具体的な案件について、この要綱による意見公募手続を採るか否かは、計画の策定等の担当課がこの要綱の趣旨に基づいて判断します。

また、計画の策定等の担当課は、その判断についての説明責任を負います。

(第1号関係)

- ・ 「市の基本方針を定める条例」とは、市政全般における基本理念や方針など、市政を推進する上で共通の制度となるもの等をいいます。

(第2号関係)

- ・ 市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する場合は、地方自治法第14条第2項の規定により、条例によることとされており、本手続の対象としています。
- ・ なお、金銭の賦課徴収に関するものについては、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、容易に修正すると市の財政的基礎を危うくし、その存在を脅かすものがあるとした地方自治法第74条第1項の直接請求の対象外事項の趣旨から除いています。

(第3号関係)

- ・ ここでいう「基本的政策」とは、市政全般についての政策展開の基本方針や目指すべき方向のことをいいます。
- ・ 「構想、計画、指針、その他基本的な事項を定めるもの」とは、〇〇計画、〇〇指針、〇〇戦略、〇〇プラン等その名称を問いません。

(第4号関係)

- ・ 広く市民等から意見等を求めた方が良いと思われるものについては、この要綱の規定に従って意見公募手続を実施出来るものとします。従って規則や基準等であっても、必要があれば実施出来るものとします。

《参考》

※地方自治法第14条第2項

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

※地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(適用除外)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、計画の策定等が次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続の実施を省略することができる。

(1) 緊急を要するものである場合

(2) 軽微なものである場合

(3) 市長に裁量の余地がないものである場合

(4) 他の法令等に基づきこの要綱に定める手続と同様の手続が定められている場合

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに準じる機関が、この要綱に定める手続に準じた手続を経て作成した報告、答申等に基づき、市長が必要な意思決定を行う場合

(6) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する場合

【解説】

- ・ その計画の策定等が、意見公募手続の実施対象であるかどうかは、計画の策定等の担当課が、この要綱の趣旨及び規定に基づいて判断することになります。
- ・ 従って、その判断（意見公募手続を実施しない場合も含む）についての説明責任は、計画の策定等の担当課が負うことになります。

(第1号関係)

- ・ 「緊急を要するもの」とは、市民等の生命や健康を守るため、緊急に条例案を議会に提案しなければならない場合等、この手続に要する経過時間中にその効果が損なわれるなどの理由で、この手続を経る時間がない場合をいいます。

(第2号関係)

- ・ 「軽微なもの」とは、大きな改正でない場合又は第3条第3号の基本的政策に変更を伴わない場合をいいます。

(第3号関係)

- ・ 例えば、法令の改正等に伴う条項ずれ、法令等の規定により定められる条例や、条例等にその内容が詳細に規定されている規則、国や県等の上位計画の影響を受ける計画の策定等、その施行にあたって細目を求められているだけのものについては、

裁量の余地がないため、適用除外とします。

(第4号関係)

- ・ 政策等の策定、規制・制度の策定等に関し、法令等により、公告、縦覧や意見提出、公聴会開催等の手続が定められている場合は、費用対効果や効率性の観点から、この手続の適用除外としています。

(第5号関係)

- ・ 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置された機関及びそれに準じる機関がこの制度に準じる手続（同等の効果が得られる方法等）を経て策定した答申等を受けて、市が意思決定を行う場合には、費用対効果や効率性の観点から、この手続の適用除外としています。

(第6号関係)

- ・ 地方自治法第74条第1項の規定に基づき、直接請求により条例の制定又は改廃があった場合は、市長は意見を付して議会に付議することになりますが、修正することはできないため適用除外としています。

《参考》

※地方自治法第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

※地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

(計画の策定等の案等の公表)

第5条 市長は、計画の策定等について必要な意思決定をしようとするときは、当該意思決定を行う前の適切な時期に、当該計画の策定等の案を公表するものとする。

2 前項の場合においては、市民等が当該計画の策定等の案について十分理解できるよう、次に掲げる事項を含む資料（以下「参考資料」という。）も併せて公表するよう努めるものとする。

(1) 計画の策定等の案の趣旨、目的及び背景

(2) 計画の策定等の案の概要及び解説

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該計画の策定等の案に対する市民等の理解を促すと考えられる資料

3 前2項の規定による計画の策定等の案及び参考資料（以下「計画の策定等の案等」という。）の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 意見公募手続を実施する課（鈴鹿市行政組織規則（平成9年鈴鹿市規則第7号）第3条に規定する課及び同規則第6条第1項に規定する会計課をいう。

）窓口における配付

(2) 地区市民センター（鈴鹿市行政組織条例第4条に規定する地区市民センターをいう。）窓口における配付

(3) 総務部総務課窓口における配付

(4) 市のホームページへの掲載

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

4 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、次に掲げる事項を市の広報紙及び市のホームページへ掲載し、意見公募手続の実施を市民等に周知するものとする。

(1) 計画の策定等の案の概要

(2) 意見等を提出できるものの範囲

(3) 意見等の募集期間

(4) 計画の策定等の案等の公表場所

(5) 意見等の提出方法

【解説】

（第1項関係）

- ・ 計画の策定等の案の公表は原則として、必要な意思決定を行う前の、案の変更が可能な時期としますが、第6条第1項の規定による意見等の募集期間を考慮して公表することになります。
- ・ また、議会の議決を要するものは、議会提案前にこの手続を実施します。

（第2項関係）

- ・ 計画の策定等の案の公表にあたっては、市民等がその内容を十分理解できるよう、その趣旨、目的及び背景等、その内容を含む資料も併せて公表するよう努めるものとします。

（第3項関係）

- ・ 計画の策定等の案及び参考資料を公表する際には、この項に定める場所において配付するようにします。また、市のホームページへの掲載も行うものとします。
- ・ その他市長が適当と認める方法として、意見公募手続の対象となる計画の策定等の案の内容に応じた場所においても公表するものとします。

（第4項関係）

- ・ 意見公募手続を実施するときは、時間的に間に合わない場合など特別な事情がある場合を除き、市の広報紙及び市のホームページに掲載して周知するものとします。
- ・ 計画の策定等の案の周知は、広く市民に意見公募手続の実施を伝えるために行うもので、本要綱第6条1項の意見の募集期間等に留意しながら行います。

（意見等の募集）

第6条 市長は、計画の策定等の案等の公表をしたときは、当該公表をした日の翌日から起算して30日以上の間を設けて、市民等から計画の策定等の案についての意見等を募集するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

2 前項の規定による募集をするときは、市民等に対し住所又は所在地、氏名又は名称（代表者の氏名を含む。）の明示を求めるものとする。

【解説】

（第1項関係）

- ・ 意見等の募集期間は、計画の策定等の案等の公表をした日の翌日から起算して30日以上を目安としていますが、計画の策定等の重要性や意思決定をするまでのスケジュールなどを勘案して、定めるものとします。
- ・ 意見等の受付は、第5条第4項第5号の意見等の提出方法によるものですが、通常考えられる直接での受領、郵便での受領、ファクシミリでの受信、電子メールでの受信等によることを想定しています。郵便での受領の場合は、意見等の募集期間内の消印を有効とします。
- ・ 提出された意見等を明確に把握するため、記録に残せる方法が望ましいことから、電話など口頭による申出の受付はできないものとします。

（第2項関係）

- ・ 意見の主旨等を確認する場合が想定されることや、責任ある意見の提出を求めるため、意見提出者に住所、氏名等の明示を求めるものとします。

（意見等の取扱い）

第7条 市長は、前条第1項の規定による募集に応募があった意見等を十分考慮して、計画の策定等についての必要な意思決定を行うものとする。

2 市長は、前項の意思決定を行ったときは、同項の意見等の内容及び当該意見等に対する市の考え方を公表するものとする。ただし、鈴鹿市情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第7条各号に掲げる情報に該当する場合については、この限りでない。

3 前項本文の規定による公表は、第1項の意見等のうち、類似する意見等に対する市の考え方をまとめて行うことができるものとし、意見等を提出した市民等に対し個別の回答は行わないものとする。

4 第2項本文の規定による公表については、第5条第3項の規定を準用する。

5 第1項の規定にかかわらず、計画の策定等に直接関係のない意見等が寄せられた場合は、市に対する一般的な意見として取り扱うものとする。

【解説】

(第1項関係)

- ・ 提出された意見等を必ず取り入れるということではなく、提出された意見等について、計画の策定等の趣旨や目的に照らし十分考慮した上で、必要な意思決定を行うものとしします。
- ・ 意見公募手続は、行政とは異なる視点で提出された意見等を考慮しながら、意思形成段階における計画の策定等の案をよりよいものにするために行うもので、賛成、反対の意見の多寡によって意思決定の方向性を判断するものではなく、多数意見も少数意見も同じ取扱いをするものとしします。

(第2項関係)

- ・ 前項の意思決定を行ったときは、意見等に対する市の考え方を公表します。ただし、市民等の権利利益を害する情報など、公表することが不適当な情報が含まれている場合は、その全部または一部を公表しないことがあります。
- ・ 意見公募手続は、計画の策定等の賛否を問うものではありませんので、賛否の結論を示しただけの意見等に対しては、市の考え方を示さない場合があります。

(第3項関係)

- ・ 類似の意見が多数あった場合は、それらを集約して公表することができるものとしします。なお、提出された意見に対する個別回答は行いません。

(第4項関係)

- ・ 第2項についての公表方法については、計画の策定等の案の公表方法を準用します。

(第5項関係)

- ・ 計画の策定等に直接関係のない意見等が寄せられた場合は、市に対する一般的な意見として取り扱うものとしします。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、意見公募手続の実施状況を市のホームページに掲載して公表するものとする。

【解説】

- ・ 意見公募手続の実施状況については、ホームページ上で公表することとします。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に計画の策定等の過程にある場合については、この要綱の規定は、適用しない。

【解説】

- ・ この手続の円滑な導入を図るため、この告示の施行の際、現に策定等の過程にある計画の策定等については、策定等のスケジュールに配慮し、この要綱の規定は適用しないものとします。